



しあわせ信州

山々と育む すこやかな国

長野県(北アルプス地域振興局)プレスリリース 令和7年(2025年)10月24日

令和7年度の狩猟解禁日に狩猟安全パトロールを実施します〔令和7年11月15日(土)〕

狩猟が解禁される初日〔11月15日(土)〕に、「狩猟者へのマナー等の指導」並びに「地域住民への狩猟解禁の周知」を図ることを目的に、狩猟安全パトロールを実施します。

1 狩猟安全パトロールについて

(1) 実施日時 令和7年11月15日(土) 午前5時50分から12時00分まで

(2) 実施機関等 北アルプス地域振興局、大町警察署、松川村役場、
大北地区猟友会、鳥獣保護監視員(鳥獣保護法78条に規定)

(3) 実施内容

実施機関が3班体制を組み、狩猟者の入込みが予想される場所及び鳥獣保護区等のパトロールを実施します。

実施内容等は、別紙「令和7年度狩猟解禁に伴う狩猟安全パトロール実施要領」及び「令和7年度狩猟安全パトロールの実施体制について」をご覧ください。

時 間	集合場所及びパトロール区域
午前5:50	集合場所 1班 … 大町警察署 2班 … 松川駐在所 3班 … 白馬村交番
午前6:00 ～12:00	パトロール(巡視)区域 1班 … 大町市一円(八坂地区を除く) 2班 … 池田町、松川村一円、大町市八坂地区 3班 … 白馬村、小谷村一円

2 狩猟期間 令和7年11月15日から令和8年2月15日まで
(イノシシ・ニホンジカのわな猟に限り令和8年3月15日まで延長)



つなぐ木のいのち
NAGANO WOOD PRODUCT



(問合せ先)

林務課 林務係(担当) 三村、芳川

電 話: 0261-23-6519(直通)

F A X: 0261-23-6565

E m a i l: kitachi-rimmu@pref.nagano.lg.jp

令和7年度狩猟解禁に伴う狩猟安全パトロール実施要領

1 趣 旨

狩猟事故は、そのほとんどが狩猟者のちょっとした不注意、気の緩みが原因にあるとされ、ほんの僅かな不注意が、大きな事故につながることから、狩猟解禁日「11月15日(土)」に合わせて、「関係法令の規定に従い、狩猟に関するマナーを遵守し事故防止」並びに「地域住民への狩猟解禁に伴う注意喚起」を図るため、狩猟安全パトロールを実施する。

2 実施機関

長野県北アルプス地域振興局 林務課、
大町警察署（生活安全課及び各交番・駐在所）、松川村（関係市町村）、
大北地区猟友会、鳥獣保護監視員（鳥獣保護法第78条に規定）

3 日 時

令和7年11月15日（土） 日の出時刻の直前から所定時刻まで
（ 5時50分から12時00分までの間 ）

※ 観測地点(大町市) 北緯 36.52°、東経 137.83° ⇒ 日の出 6:25 、日の入 16:40

※ 巡視コースによって解散時刻が異なる。

4 巡視区域

- (1) 大町市(八坂地区を除く) … 大町市大町 及び 平、社、常盤、美麻
- (2) 池田町、松川村、大町市(八坂地区)
- (3) 白馬村、小谷村

5 実施内容

3班体制により以下の場所を車輛にて巡回し、出会った狩猟者並びに地域住民に対して注意喚起を行う。

- ① 狩猟者の入り込みが予想される場所
- ② 鳥獣保護区等の狩猟が禁止されている場所
- ③ 居住地域及び耕作地に隣接する里山周辺区域

6 実施（巡視）体制

別添「狩猟安全パトロールの実施体制について」のとおり

7 狩猟者への主な確認及び指導事項

- ・ 帽子やチョッキ又は上衣は、明るいオレンジ色等のものを必ず着用し、藪の中や遠方、薄暗い場所でも見分けができる猟装とすること。
- ・ 狩猟の際には、狩猟者登録証を携帯し、狩猟者記章を着用すること。
- ・ 猟場を熟知している場合であっても、一般人の猟場への立入りに注意すること。
- ・ 確実に捕獲できると判断した獲物だけを捕獲し、獲物と確認できない場合は狩猟行為を行わない。

狩猟安全パトロールの実施体制について

【北アルプス地域振興局】

班	パトロール員	区 域	備考
1 班	大町警察署 信濃大町駅前交番 常盤駐在所 社 駐在所 大北地区猟友会（会長） 鳥獣保護監視員（遠藤） 鳥獣保護監視員（中山） 北アルプス地域振興局林務課	大町市 （八坂地区を除く）	
2 班	池田町交番 松川駐在所 鳥獣保護監視員（丸山） 松川村職員 北アルプス地域振興局林務課	池田町 松川村 大町市（八坂地区）	
3 班	大町警察署 白馬村交番 小谷駐在所 北小谷駐在所 鳥獣保護監視員（松澤） 鳥獣保護監視員（北村） 鳥獣保護監視員（鷲澤） 北アルプス地域振興局林務課	白馬村 小谷村	

- 巡視予定箇所 別紙「令和7年度 狩猟安全パトロール経路」のとおり
- 巡視について
 - ① 令和7年11月15日（土）日の出・日の入時刻（大町市）
日の出時刻： 6:25 日の入時刻： 16:40
 - ② 大町警察署のパトロールは、地域振興局林務課公用車の後を走行し、開始から午前12時までのうち、可能な時間まで巡視し終了。
 - ③ 出発地から地域振興局林務課と巡視する交番又は、駐在の各署員は、林務課公用車の後を走行し、合流地に戻った後は午前12時までのうち、可能な時間まで巡視し終了。
 - ④ 大北地区猟友会長は、林務課公用車に同乗し巡視。
 - ⑤ 各鳥獣保護監視員は、林務課公用車に同乗し、経路の案内をお願い。
 - ⑥ 中山・丸山・北村・鷲澤各保護監視員は、5時50分に所定の場所に集合し、交番又は、駐在の各署員と担当区域を巡回し、予定時刻になったら所定の場所において林務課職員と合流し巡視。
 - ⑦ 遠藤・松澤各保護監視員及び松川村職員は、林務課職員と解散後、午前12時まで各担当区域を巡視し終了。

令和7年度 狩猟安全パトロール経路

班	パトロール員	経 路
1 班	大町警察署 信濃大町駅前交番 鳥獣保護監視員 (大町・平・美麻地区担当) 鳥獣保護監視員 (常盤・社地区担当) 大北地区猟友会(会長) 北アルプス地域振興局	① 大町警察署 → ② 大町温泉郷周辺 → ③ 鹿島方面(林道小熊黒沢線) → ④ 木崎湖鳥獣保護区 (5時50分集合)(大町・平・美麻地区担当鳥獣保護監視員) (常盤・社地区担当鳥獣保護監視員は地元駐在と担当区域巡回) → ⑤ 青木湖 → ⑥ 大町警察署(10時着)
		→ ⑥ 大町警察署 → ⑦ 泉特定猟具使用禁止区域・高瀬川周辺 → ⑧ 北アルプス鳥獣保護区及び 常盤鳥獣保護区 (10時合流)(常盤・社地区担当鳥獣保護監視員) (以降、大町・平美麻地区担当鳥獣保護監視員は担当区域巡回) → ⑨ 大町警察署(12時着解散)
2 班	松川駐在所 松川村役場(松川村担当) 池田町交番 鳥獣保護監視員 (池田町・八坂地区担当) 北アルプス地域振興局	① 松川駐在所 → ② 高瀬川(右岸) → ③ 馬羅尾鳥獣保護区 → ④ 松川駐在所(8時30分着) (5時50分集合)(松川村職員) (以降、松川村職員は担当区域巡回) (5時50分集合)(池田町・八坂地区担当鳥獣保護監視員は地元交番と担当区域巡回)
		⑤ 池田町交番 → ⑥ 高瀬川(左岸) → ⑦ 会染特定猟具使用禁止区域 → ⑧ 大峰狩猟鳥獣捕獲禁止区域 (9時合流)(池田町・八坂地区担当鳥獣保護監視員) → ⑨ 大町市八坂区域 → ⑩ 池田町交番(12時着解散)
3 班	白馬村交番 鳥獣保護監視員 (白馬村担当) 小谷駐在所 鳥獣保護監視員 (南小谷地区担当) 北小谷駐在所 鳥獣保護監視員 (中土・北小谷地区) 北アルプス地域振興局	① 白馬村交番 → ② 姫川源流鳥獣保護区 → ③ 東山特定猟具使用禁止区域 → ④ 白馬村鳥獣保護区 (5時50分集合)(白馬村担当鳥獣保護監視員) → ⑤ 姫川第二ダム特定猟具使用禁止区域 → ⑥ 落倉特定猟具使用禁止区域 → ⑦ 白馬村交番(8時30分着) (以降、白馬村担当鳥獣保護監視員は担当区域巡回)
		小谷駐在所 (5時50分集合)(南小谷地区担当鳥獣保護監視員は地元駐在と担当区域巡回) 北小谷駐在所 (5時50分集合)(中土・北小谷地区担当鳥獣保護監視員は地元駐在と担当区域巡回)
		→ ⑧ サンティンおたり → ⑨ 南小谷地区巡回 → ⑩ 風吹岳鳥獣保護区 → ⑪ サンティンおたり (9時合流)(南小谷地区担当鳥獣保護監視員) (10時30分着)
		→ ⑪ サンティンおたり → ⑫ 中土・北小谷区域巡回 → ⑬ サンティンおたり(12時着解散) (10時30分合流)(中土・北小谷地区担当鳥獣保護監視員) (以降、南小谷地区担当鳥獣保護管理員は担当区域巡回)